

企画提案説明書

令和 7 年度鳥獣害対策支援体制強化事業（鳥獣害対策実践研修）に係る企画提案についてはこの企画案説明書によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 7 年度鳥獣害対策支援体制強化事業（鳥獣害対策実践研修）に係る委託業務
- (2) 業務内容 別紙「令和 7 年度鳥獣害対策支援体制強化事業（鳥獣害対策実践研修）委託業務仕様書」のとおり
- (3) 業務目的 農業における鳥獣被害対策の支援体制強化に向け、普及指導員の被害ほ場における状況把握の手法習得や情報収集能力の向上を図るとともに、効果的な被害防止対策を習得するための研修を実施する。
指導現場では、鳥獣被害対策に関する高度な知識と経験が必要となることから、実践的な活動を含めた研修内容とするために民間事業者へ業務を委託する。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (5) 委託限度額 2, 1 6 2, 6 0 0 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 企画提案を求める具体的内容

別紙 1 のとおり

3 応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 基本的要件

- ア 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づき公表された入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ウ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- エ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(2) 業務の実施に関する要件

- ア 岡山県内に本社または支社を置く者であること。
- イ 野生鳥獣の生態等に関する高度な専門知識、経験を有していること。
- ウ 当該業務と同様の事業を実施した実績を有すること。

エ 過去2年間に県との契約がある場合、全て誠実に履行していること。

4 企画提案説明書等に対する質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年5月16日(金)午後5時まで(閉庁日を除く。)
- (2) 受付場所 赤磐市神田沖 1174-1
岡山県農林水産総合センター普及連携部普及推進課
TEL 086-955-0274 FAX 086-955-3269
e-mail : nousou-fukyu@pref.okayama.jp
- (3) 受付方法 原則としてメール又はファクシミリとする。(様式は任意)ただし、到着したことを電話で(2)に確認すること。
- (4) 回答方法 質問を受けた日から起算して3日以内にメール等で回答する。

5 参加意思確認書に関する事項

- (1) 提出様式 別紙「参加意思確認書(様式第1号)」のとおり
- (2) 提出期限 令和7年5月16日(金)午後5時まで(閉庁日を除く。)
- (3) 提出場所 上記4(2)に同じ
- (4) 提出方法 持参、メール又は郵送による(提出期限内に必着のこと)
- (5) 参加意思確認書の審査
提出期間内に提出のあった参加意思確認書に基づき、応募要件を満たしているか担当課で審査し、その結果を提出者に書面により通知する。

6 企画提案書に関する事項

参加意思確認書の提出により、3の応募要件を満たすと認められる場合には、参加意思確認書提出者と株式会社野生鳥獣対策連携センターは、下記により企画提案書を提出するものとする。

- (1) 提出様式 別紙「企画提案書(様式第2号)」のとおり
- (2) 提出部数 企画提案書及び添付書類について5部、見積書1部
- (3) 提出期限 令和7年5月23日(金)から令和7年5月30日(金)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)
- (4) 提出場所 上記4(2)に同じ
- (5) 提出方法 持参、メール又は郵送による(提出期限内に必着のこと)

7 企画提案書の特定

(1) 企画提案書を特定するための評価基準

審査委員会において、次の評価を行い、最高点の企画提案書を令和7年度鳥獣害対策支援体制強化事業(鳥獣害対策実践研修)に係る委託業務の委託先候補として特定する。

評価項目	評価点
1 事業の目的を十分に理解し、研修計画により、地域の実情を把握し、適切な現地指導が実施でき、今後の対策に向けて指導結果の取りまとめができるか。	40
2 実施体制は十分かつ信頼性が高く、確実な事業実施が見込めるか。	20

3	当該事業と類似の事業の実績は十分なものであったか。	20
4	経費の見積額 〔 委託限度額の85%未満 20点 委託限度額の85%以上 90%未満 16点 委託限度額の90%以上 95%未満 12点 委託限度額の95%以上 100%未満 4点 委託限度額の超過 不採択 〕	20

(2) 企画提案書の審査

企画提案書については、別途設置する審査委員会において審査する。

(3) 企画提案書の特定

企画提案書は、(2)の審査結果を踏まえ、特定する。

(4) 結果の公表

審査結果の通知は文書で行う。

(5) 特定された企画提案書の提案者の取扱い

特定された企画提案者（以下「特定者」という。）は、令和7年度鳥獣害対策支援体制強化事業（鳥獣害対策実践研修）に係る委託業務を行う事業予定者となるものとする。

(6) 企画提案書のプレゼンテーション等

企画提案書の内容について、ヒアリング、プレゼンテーションを実施する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。なお、詳細については、ヒアリング、プレゼンテーションを実施することとした時点でその旨別途通知する。

(7) 非特定提案者の取扱い

提出した企画提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。

(8) 非特定理由の説明と受付

(7)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は次のとおりとする。

ア 受付場所 上記4（2）に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付方法 原則としてメール又はファクシミリとする。（様式は任意）

(9) 非特定理由の回答

(8)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

8 関連情報を入手するための窓口

上記4（2）に同じ

9 その他の留意事項

(1) 提出期限までに参加意思確認書を提出しない者及び企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 参加意思確認書並びに企画提案書の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

- (3) 提出された参加意思確認書及び特定されなかった企画提案書は、返却しない。
- (4) 提出された参加意思確認書及び企画提案書は、企画提案書の提出者の選定及び企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限後における参加意思確認書又は企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。
- (6) 参加意思確認書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (7) 上記7(4)の特定された企画提案書の提出者は、契約を締結しようとする場合には、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。